

秋田市職員の降給の事由に関する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市職員の降給の事由に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項に規定する条例で定める降給の事由は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）附則第17項で定める事由（当該事由に相当するもので訓令その他の規程で定めるものを含む。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

2 秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び」を「および」に改める。

第1条中「及び休職の手続及び」を「、休職および降給の手続および」に改める。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職および降給」に改め、同条第1項中「若しくは」を「もしくは」に改め、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改める。

附則に次の1項を加える。

第2条第2項の規定は、秋田市職員の降給の事由に関する条例（令和4年秋田市条例第38号）に定める事由による降給の場合には、適用しない。この場合において、当該事由に該当する職員には、当該事由

により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。